市バス特別乗車証など申請手続きを

対象は市の住民基本台帳に記録されている人のうち、次のいずれかに該当し、現在交付を受けていない人。併給不可。

【市バス特別乗車証】▽①市内に継続して1年以上居住している満70歳以上▽身体障害者手帳1～4級▽療育手帳A・B1判定▽精神障害者保健福祉手帳1・2級▽被爆者健康手帳・戦傷病者手帳（所得制限あり）――の人。

【福祉タクシー利用券】▽身体障害者手帳1・2級▽療育手帳A判定▽精神障害者保健福祉手帳1級▽②65歳以上で介護保険要介護認定4・5の在宅の寝たきり高齢者。

申障害者手帳など（①は身分証明書、②は介護保険証。代理の場合は代理人の身分証明書、代理人の住所が申請者と異なる場合は委任状も）を持って直接、市役所1階の地域・高年福祉課（☎784・8099）へ。郵送での申請を希望する人は、同課へ問い合わせを。

◆長寿お祝いの会・金婚夫婦祝賀会　市と伊丹市老人クラブ連合会は、「長寿お祝いの会・金婚夫婦祝賀会」の式典・演芸を次の通り開催します。

▽日時＝9月7日㈬午前11時▽会場＝東リ いたみホール1階の大ホール▽対象＝70歳以上の市民・金婚夫婦。

無料。当日直接、会場へ。

手話通訳・要約筆記あり。

問市地域・高年福祉課☎784・8099、伊丹市老人クラブ連合会事務局☎784・5700。

◆「第11回戦没者等特別弔慰金」を支給　国は、先の大戦において公務などのため国に殉じた軍人、軍属と準軍属の人々に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者の遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給します。

対象などは次の通り。

【対象】戦没者などの死亡当時の遺族で、公務扶助料や遺族年金を受ける人がいない場合に限り、次の順序による優先順位が最も高い1人に支給をします。

①令和2年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した人②戦没者などの子③戦没者などと生計を共にしていた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹④①～③以外で戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた三親等以内の親族。

【支給内容】戦没者1人につき額面25万円、5年償還の記名国債。

【請求期限】来年3月31日。期限を過ぎると特別弔慰金を受ける権利が消滅します。

問市地域・高年福祉課☎784・8099。

◆特別児童扶養手当所得状況届の手続きを　特別児童扶養手当の受給者（支給停止の人含む）は、9月12日までに直接、市役所4階のこども福祉課で所得状況届の手続きを行ってください。

同手続きは、毎年1回受給者とその家族の状況や前年の所得を調べ、引き続き手当が支給できるかどうかを決める重要なものです。

期限内に手続きができなかった人は、11月期の支給が12月以降になります。

問市こども福祉課☎784・8030。

◆子育て世帯及び非課税世帯等への特別給付金　市は、1世帯当たり10万円の住民税非課税世帯等臨時特別給付金と低所得者の子育て世帯に対し、対象児童1人につき5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

詳しくは、市ホームページ（下二次元コードから読み取り可）で確認を。

問市臨時特別給付金等事業推進班☎764・5537。

9月1日から受け付け 設備等導入補助金

市は、新型コロナウイルス感染症の拡大、資源価格高騰などの影響により売り上げが減少した市内の中小企業者に対し、事業力向上や感染防止対策の取り組み費用について10～50万円を次の通り補助します。

【対象者】3月31日までに創業し、同感染症や資源高騰の影響を受け、4月から申請日が属する月の前月までの任意の1月の売り上げが平成31年～令和3年のいずれかの年の同月の売り上げと比較して10％以上減少している中小企業者。

【対象外】▽国が実施する事業再構築補助金の採択者▽風営法関連事業者▽開業届を提出していない事業者――など。

【補助率】▽購入や発注先が市内の中小企業者の事業所・店舗の場合＝3分の2▽同事業所以外の購入や発注＝2分の1。

【補助対象】▽事業力・生産性の向上に資するICTツールや設備などの購入費▽事業所の職場環境改善、業務の効率化、品質向上のための設備・備品購入費か工事費▽ポストコロナを見据えた、感染症防止対策事業費・設備費――など。

申所定の申請書（8月下旬に市ホームページからダウンロード可）に必要事項を書き、必要書類を添えて、9月1日～11月30日までに、郵送（必着）で〒664・8503伊丹市役所商工労働課（☎764・7749）へ。

◆市技能功労者の候補者を募集　市は、市技能功労者の候補者を次の通り募集します。

【要件】次の全てに該当する人▽市内在住の満50歳以上▽同一職種の経験が30年以上▽現在もその職に従事し、指導的立場▽他の技術労働者の模範▽各種団体などの責任者か技能を証明できる団体の推薦が得られる。

申市役所6階の商工労働課にある推薦書に必要事項を書いて、8月31日までに直接、同課（☎784・8051）へ。

◆令和4年度第2回市スポーツ推進審議会を開催　8月30日㈫午後2時、総合教育センター2階の講座室で。

議題は「市スポーツ推進計画中間見直しについて」。

定員10人。傍聴希望者は当日午後1時50分までに直接、会場へ。希望者多数の場合は抽選。

問市教委スポーツ振興課☎784・8088。

◆お盆の供養物は回収しません　今年から例年の会場で、お盆の供養物の回収は行いません。

供え物は、食料品など食べられるものはおいしくいただき、花や飾りは決められた日に、決められた場所へ、決められた物を午前8時半までに分別して出しましょう。

問市生活環境課☎781・5371。

募集します 会計年度任用職員

市は、会計年度任用職員を次の通り募集します。

【募集職種・必要書類】▽保健師、管理栄養士＝市販の履歴書、資格証明書の写し（氏名変更がある場合は、変更の確認ができる戸籍抄本・運転免許証など公的書類も添付）、返信用封筒（84円切手を貼り、応募者の郵便番号・住所・氏名を明記）。市指定の受験申込書・事前作文用紙は市ホームページからダウンロード可。

申必要書類を直接か郵送で〒664・8503伊丹市役所人事課（☎784・8016）へ。面接あり。

◆介護の職場見学事業参加者を募集　市は、介護の職場への就職のきっかけづくりにしてもらうことを目的に介護の職場見学事業を実施します。

見学受け入れ事業所は左表の通り。見学日時は伊丹市介護コンシェルジュと相談・調整の上決定します。

申社会福祉事業団内、伊丹市介護コンシェルジュ（☎784・9987）へ。

◆障がい福祉事業所合同説明会を開催　9月10日㈯午後1～4時、いたみいきいきプラザで。

障がい福祉事業所が個別ブースで各事業所の就労支援や作業内容について説明します。

無料。

申市役所1階の障害福祉課にある申込書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を書いて、8月19日までに直接か郵送（必着）で〒664・8503伊丹市役所障害福祉課（☎784・8032。ファクス784・8036も可）へ。先着順。

◆キャリアプランニングセミナーを開催　市は、ここいろで育休者や再就職希望者を対象に自ら希望するこれからの生き方・働き方を実践するためのキャリアプランニングセミナーを次の通り実施します。

【第1回】▽日時＝9月17日㈯午前10時半▽内容＝自己理解を深める【第2回】▽日時＝10月8日㈯午前10時半▽内容＝仕事と育児の両立のノウハウを知る【第3回】▽日時＝10月29日㈯午前10時▽内容＝キャリア個別相談会。

定員20人。無料。

申電話で市男女共同参画課☎784・8146へ。市ホームページから電子申請も可。先着順。

一時保育あり。6カ月～就学前6人（1人1回300円。9月1日までに要予約）。

見学受け入れ事業所

事業所	所在地
わくわく倶楽部	荒牧5
陽だまりの家	荒牧南1
オアシス伊丹池尻	池尻6
デイサービスセンター華結	荻野西1
愛ケアリハビリセンター	昆陽東6
星優訪問介護ステーション	桜ケ丘1
伊丹ケアハートガーデン	中野北4
SAIYOデイサービスリハビリセンター	平松1
社会福祉事業団	広畑3
株式会社ウェルネット研究所	堀池5
エポック訪問看護ステーション	南町4
ケア・サポート・モリ	南野1
デイサービスこころね	南野3
はつらつ空間ゆずりは	南本町1
げんき塾ゆずりは	南本町1
ケイメゾンときめきデイサービス	森本1

住宅耐震化セミナー

9月5日㈪午前9時40分、総合教育センターで。

内容は「住まいの耐震化手法」「耐震化にあたっての市の補助制度」。

「空家等対策講座・お家と相続」

9月5日㈪午後1時半、総合教育センターで。

内容は「相続に関すること」「将来に備えるためのお家のエンディングノート作り」。

＊　＊

定員各16人。無料。個別相談会あり。

申8月16～31日に市建築指導課☎784－8065へ。先着順。